

大検第 2 号  
平成 28 年 4 月 1 日

建設工事等入札参加有資格業者 各位

大 田 原 市 長

下請負等における市内業者の活用促進について

本市では、かねてより建設工事等の発注にあたりまして、本市経済の活性化及び市内業者の育成・振興と地域雇用の促進を図る観点から、市内業者への発注を優先するよう努めております。

有資格業者の皆様におかれましては、このような本市の取り組みについてご理解とご協力をいただき、本市発注工事等を受注された際には、市内業者の受注機会の確保の観点から下記事項にご配慮いただきたくお願い申し上げます。

記

- 1 下請発注における市内業者の活用  
本市発注工事の施工に際し下請発注する場合は、市内業者を優先して活用するよう努めてください。
- 2 建設資材、建設機械等の購入や借入れにおける市内業者の活用  
工事の施工に必要な建設資材は市内生産物を優先して使用するよう努め、また、建設資材、建設機械等を購入あるいは借入れする場合においても、市内業者を優先して活用するよう努めてください。
- 3 下請発注における建設業法等の関連法令の遵守について  
工事を下請発注する場合は、適正な価格で請け負わせ、また、下請代金を適正な期間内に支払うことなど、建設業法等の関係法令を遵守してください。